広島市立大学研究データポリシー

令和7年2月26日制定

(目的)

1 広島市立大学(以下「本学」という。)は、建学の基本理念として「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を掲げ、「先端的な学術研究を推進し、もって地域社会の要請にこたえるとともに、文化の向上と社会の発展に寄与すること」(公立大学法人広島市立大学定款第1条)を目的として定めている。本学は、研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、広島市立大学研究データポリシー(以下「本ポリシー」という。)を定める。

(研究データの定義)

2 本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者(以下「研究者」という。)によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

(大学の責務)

3 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

(研究データの管理等)

4 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究者の責務)

5 研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(その他)

6 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。